

消費者行政活性化事業

<H23 年度予定事業>

※金額は H23 年度当初予算案

(1) 大阪府消費生活センター実施

◆府域の消費生活相談窓口整備・強化事業

市町村消費生活相談窓口を支援するとともに、府消費生活相談の専門化・高度化を推進するための取組を実施

○市町村相談窓口対応力向上支援事業

市町村相談員レベルアップ事業(2,374 千円)

消費生活相談員のレベルアップを図るため、テーマ別、ブロック別の研修を実施

市町村消費生活相談員養成事業(18,360 千円)

計画的・集中的に消費生活相談員の養成を図るため、50 日/年の座学・実地研修を実施

相談員専用 HP 機能強化事業 (3,418 千円)

府独自の府内相談員専用情報交換 HP の機能を強化 (写真等大容量ファイル掲載を可能にする等)

○府消費生活相談窓口高度化・専門家事業(1,754 千円)

弁護士会と連携して、相談事案に即したゼミナール形式の高度な法規演習の実施

○府・市町村消費生活相談窓口集中発信事業(15,446 千円)

府内全市町村の相談窓口の PR を新聞広告により実施し、地元窓口への誘導を図る。

◆悪質事業者を許さない大阪づくり・消費者力集中強化事業

悪質事業者の被害に遭いやすい若者や高齢者を重点的に、被害の未然防止のための取組を実施

○若者向け啓発事業

大学生・高校生による消費者教育、教員への消費者教育講座(6,345 千円)

大学生・高校生が行う寸劇等による啓発 (大学祭等で実施)、小中高教員を対象とした講座の実施

○高齢者向け啓発事業

「くらしのナビゲーター」活動拡大事業(1,392 千円)

高齢者向けの啓発活動を行うナビゲーター活動の場の開拓 (老人クラブ連合会等)

◆府センター機能(ハード・ソフト)強化事業

市町村や消費者団体等への支援、ネットワーク化を図るため、府センターの機器整備、情報センター化等の取組を実施

○情報センター化事業(1,825 千円)

消費者問題行政資料等の電子情報化により府民が自宅から検索可能とするとともに、市町村から書籍データ等の提供を受け、府内ネットワーク化を図る。

○府センター機器整備事業(2,298 千円)

啓発ポスター作成用大型プリンター整備等により消費者団体等の啓発活動を支援
DVD 製作機器整備により、相談員向け研修等を DVD 化し、市町村を支援

(2) 市町村実施

- ・市町村消費者行政活性化事業補助金 (533,461千円)

市町村が行うセンターの機能強化、相談員研修支援、啓発事業等に対する補助金の交付

<交付対象予定> 能勢町を除く 42 市町村

(事業例)・相談窓口強化のための施設改修、機器設置 他 (相談ブース設置工事、パソコン・書籍整備等)
・消費者相談員のレベルアップのための研修開催や参加支援 他 (研修参加旅費・教材費支援等)
・相談の高度化に対応するための弁護士等の専門家の活用 他 (顧問契約、事例研究会開催等)
・消費者教育、被害の未然防止のための啓発事業 他
(出前講座の実施、地域のリーダー養成、地域の駅等での周知、お断りシール等全戸配付等)
・消費者庁設置に伴い質的・量的に拡大した消費者行政業務の人的費 (新配置した相談員報酬等)

<参 考> H22 年度 消費者行政活性化事業

(1) H22 年度大阪府消費生活センター実施 22 年度当初 61,725 千円
(21 年度決算額 26,888 千円)

- ・市町村センター等の支援
市町村相談員等レベルアップ事業(2,927千円)
相談員養成事業(21,399千円)
- ・府内一元的相談窓口啓発事業(22,000千円 市町村、府センター等の周知)
府政だよりにて年2回(7月号、10月号)に見開き2頁の特集記事として、若者向け、高齢者向けによくある消費者トラブルやその解決法、相談窓口等を掲載し、約313万世帯に周知・啓発を図る。
- ・府消費生活センターの強化
相談窓口高度化事業(1,649千円)
府センター機器整備事業(1,556千円 相談員用PCの整備等)
情報センター化事業(914千円 書籍等の収集)
- ・商品テスト強化事業
非破壊検査用機器整備(7,855千円 デジタルマイクロスコープ)
- ・消費者教育・啓発事業
大学生による消費者教育事業(1,999千円)
教職員消費者教育事業(1,426千円)

(2) H22 年度市町村実施 22 年度当初 271,783 千円
(21 年度決算額 107,528 千円)

<交付実績>・H21 年度 吹田市・守口市・和泉市・門真市・岬町・千早赤阪村・
柏原市・四條畷市・能勢町を除く 34 市町

・H22 年度 柏原市・四條畷市・能勢町を除く 40 市町村

<今後の予定>

- ・H22 年 8 月 1 日より制度改正。都道府県の要請に基づき、実施期間 (H21~H23) を H24 年度までの 1 年延長を可能とする特例措置が設けられた。
- ・平成 22 年 12 月 24 日付けで延長申請を行い、国から 1 月 28 日付けで承認。
- ・府消費者行政活性化基金条例の改正を 2 月議会に上程。